



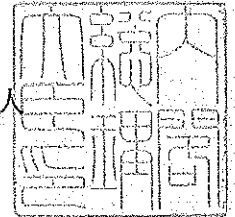
消 食 表 第 3 3 0 号

平 成 2 2 年 9 月 3 0 日

消 費 者 委 員 会

委員長 松本 恒雄 殿

内閣総理大臣 菅 直人



諮 問 書

下記の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)第19条の13第5項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 JAS法第19条の13第2項に基づき、乾めん類品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1639号)第4条2項へ、「調理方法」を一括して表示することが困難な場合については、欄外への記載を行うことができる規定を追加すること。
- 2 JAS法第19条の13第2項に基づき、めん類等用つゆ品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1670号)第4条第1項2号について、しょうゆ品質表示基準(平成16年農林水産省告示第1704号)との整合性を図るため、しょうゆの製造方式の文言を変更し、又、原材料名の記載方法を、加工食品品質表示基準と整合性を図り、原材料を重量順に記載することに変更すること。